平成23年度

介護保険料の納入通知書を6月中旬に送付します

65歳以上のみなさんへ

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。その財源は、40歳以上の人が納める保険料と国・県・市の公費からなっています。

保険料の納め方（図①）

納付方法には下図のように年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2とおりがあります。

介護保険料は、平成22年度と同様で変更はありません（表①）。

※前年度から継続して「特別徴収」の人は、年額保険料の決定が6月のため、4・6・8月は前年度と同額が特別徴収され（仮徴収）、年額保険料と仮徴収分との差額が10月から翌年2月まで特別徴収されますので、保険料が変わる場合があります。

※「普通徴収」の納期は、6月から翌年3月までの10期です。

財源の半分は保険料

介護保険は、40歳以上の人が納める保険料が大切な財源となっています。介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

保険料を滞納すると

災害など特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービス給付の一時差し止めや今後介護が必要になった時に給付の制限を受ける場合があります。未納は放置せず、早めに納付相談をしてください。

問い合わせ
糸島市介護保険課
☎(332)2070

表① ■第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料　保険料基準額：49，800円（第4段階下段の区分）

所得段階	対象となる人	基準額に対する割合	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者の人 ・老齢福祉年金受給者で、かつ市民税世帯非課税の人	0.50	24,900円
第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	0.50	24,900円
第3段階	市民税世帯非課税者で第１段階・第２段階以外の人	0.75	37,350円
第4段階	市民税本人非課税者（市民税世帯課税）で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	0.91	45,310円
	市民税本人非課税者（市民税世帯課税）で上記以外の人	1.00	49,800円
第5段階	市民税本人課税者で合計所得金額が125万円未満の人	1.10	54,780円
第6段階	市民税本人課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.25	62,250円
第7段階	市民税本人課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	74,700円
第8段階	市民税本人課税者で合計所得金額が300万円以上600万円未満の人	1.75	87,150円
第9段階	市民税本人課税者で合計所得金額が600万円以上の人	2.00	99,600円

※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額です。

図① ■特別徴収と普通徴収の対象者

特別徴収の人	老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金を年額18万円以上受給している人	➡	年金から天引き（通知書は6月下旬発送）
普通徴収の人	①年金の年額が18万円未満の人 ②今年度に65歳になった人 ③今年度に他の市区町村から転入してきた人 ④その他	➡	納付書や口座振替で納付（通知書は6月中旬発送）

納付は口座振替が便利です

※前年度途中に65歳になった人や転入してきた人は、その時期により特別徴収が開始される時期が異なります。
・4月または6月から開始の人には、すでに特別徴収開始通知書を送付しています。普通徴収にはなりません。
・8月または10月から開始の人は、納入通知書でご確認ください。開始前の納期分は納付書や口座振替による納付となります。
なお、12月・2月からの開始はありません。

※上記の②、③の人は、特別徴収の対象者に該当する場合であっても、今年度は普通徴収で納付します。

ご存じですか

子育て支援の3つの制度

子どもたちの健やかな育成と保護者の負担軽減のため、3つの子育て支援制度を設けています。

子ども手当

支給要件　15歳到達後、最初の3月31日までの間にある子どもを養育している人
※公務員は職場で手続きが必要です

支給額　（1人あたりの月額）1万3000円
※今年度4月から9月までは今までと同じ金額です。

支給月　6月（2月分～5月分）
10月（6月分～9月分）

※6月の現況届の提出は不要です。
※既に受給していて、対象となる子どもの数に変更がない人は手続きの必要はありません。

申請が必要な人
◎出生などで、新たに養育する子どもができた人
◎既に受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた人
◎既に受給していて、他の市町村から転入した人
※子ども手当を受給している人が市外へ転出した場合、糸島市での受給資格はなくなります。転出先の市町村で必ず手続きしてください。

児童扶養手当

支給対象　父母の離婚や死亡などで母子（父子）世帯などになった児童を扶養する母親（父親）または養育者

支給要件　18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している人。

表① ■所得制限限度額表

扶養親族などの数	請求者本人		扶養義務者など
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
以降1人につき	380,000加算	380,000加算	380,000加算

※所得＝（年間収入金額－給与所得控除）－80,000円－主な控除（障がい者控除等）

表② ■手当の月額（平成23年度4月以降）

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	41,550円	46,550円	49,550円
一部支給	9,810円から41,540円	14,810円から46,540円	17,810円から49,540円

※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3000円加算されます。

※公的年金が受給できる場合や事実上の婚姻関係にある場合は手当を受けられません。

支給の制限　請求者本人と同居の扶養義務者（父母、兄弟など）には所得制限があります。申請年度の前年の所得が、**表①**の額（本人は一部支給欄の額）以上であるときは支給されません。

支給月　毎年4月、8月、12月に前月分までを支給。
※平成23年4月分から支給額が**表②**のとおり改定されました。

障害年金加算改善法により児童扶養手当の受給対象が拡大しました。

これまでは、父または母が児童扶養手当施行令に定める障がいの程度にあっても、児童が障害基礎年金の加算の対象となっている場合は、児童扶養手当が支給されませんでしたが平成23年4月からは、「児童扶養手当額」が「障害基礎年金の子の加算額」を上回っていれば、児童扶養手当を受給できるようになりました。
※8月31日までに認定請求を行う場合は、4月分から支給します。
※住所や氏名の変更、転出、婚姻などにより資格がなくなるなど支給にかかわる変更が生じた場合は必ず手続きが必要です。

特別児童扶養手当

支給対象　国内に住所があり、精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者
※請求者本人や配偶者、同居の扶養義務者には所得の制限があります。
※4月分から支給額が改定されました。

支給額　（1人当たりの月額）
重度障害児（1級）
5万550円
中度障害児（2級）
3万3670円

支給月　毎年4月、8月、11月に前月分までを支給（11月のみ当月分含む）。
※詳しくは問い合わせください。

問い合わせ
糸島市子ども課
☎(332)2074